

個別避難計画

個別避難計画とは？

避難に支援が必要な方、一人ひとりに合わせた、「だれと」、「どこへ」、「どうやって」避難するかをあらかじめ決めておく計画です。

対象者？

高齢や障害などの理由により、ひとりで避難することが難しく、第三者の支援が必要な方のうち、避難支援等関係組織(消防署、消防団、警察署、民生委員、自主防災組織等)への情報の共有に同意し、福生市避難行動支援希望者登録台帳※に登録をしている方が対象です。

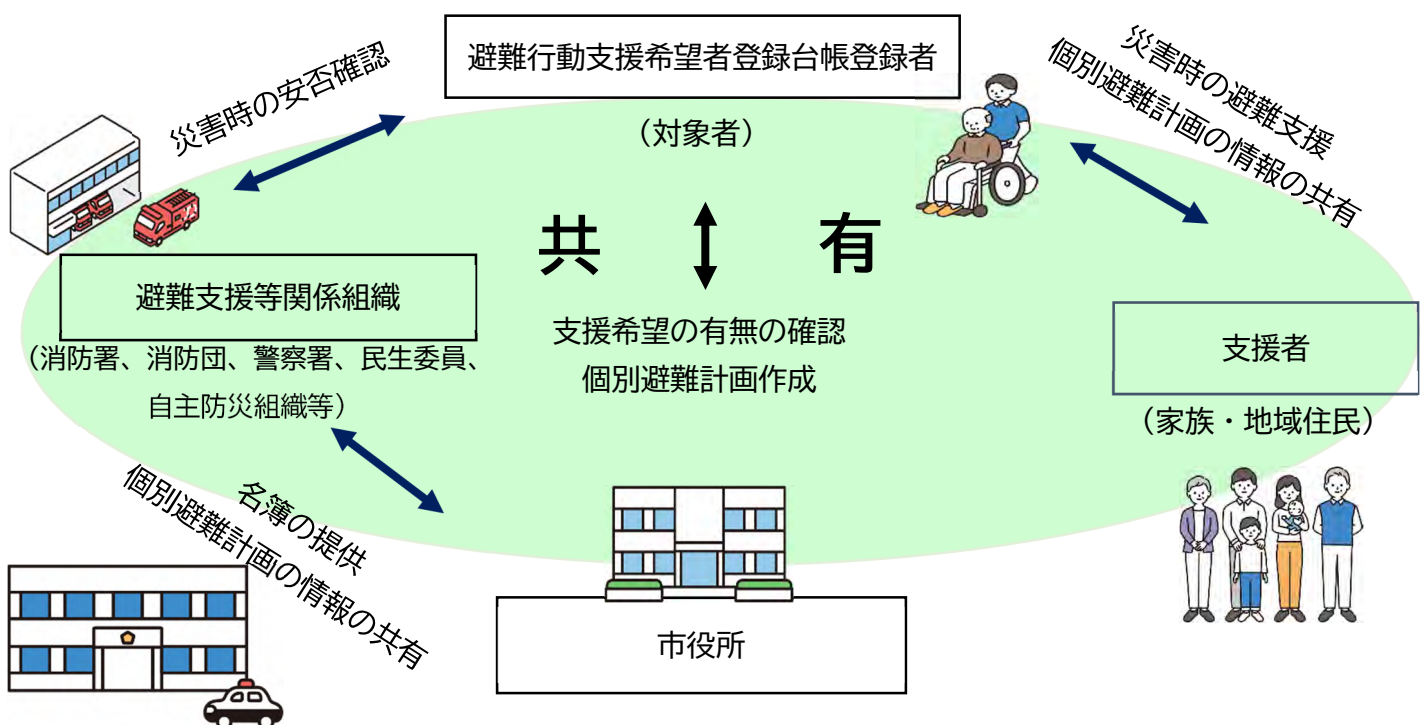
※ 登録には、申請が必要です。(市では、平成 21 年度から申請を受け付けています。)

【対象者の範囲】

- ① 75 歳以上のみの世帯に属する方
- ② 身体障害者手帳（1 級～2 級、ただし視覚障害又は聴覚障害は 3 級～6 級も含む。）をお持ちの方
- ③ 愛の手帳をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1 級～2 級、ただし単身世帯は 3 級も含む。）をお持ちの方
- ⑤ 介護保険の要介護認定（要介護 3～5、ただし単身または世帯を同じくするものが 75 歳以上の場合は要介護 1～2 も含む。）を受けている方
- ⑥ その他市長が必要と認める方

情報の共有

個別避難計画の情報を避難支援等関係組織(消防署、消防団、警察署、民生委員、自主防災組織等)や支援者と共有します。



Q 個別避難計画を作成すれば、必ず助けがきますか？

A:この制度は、避難支援等関係組織や支援者に責任や義務が伴うものではありません。災害時は、支援者も被災する可能性があり、まずは支援者自身や家族の安全が最優先となります。そのため、確実な支援が受けられるとは限らないことをご理解ください。



Q この個別避難計画は、なぜ作成する必要があるのか？

A:地震や水害などさまざまな災害が想定されています。個別避難計画とは、災害が起きたときに「だれと避難するか」「どこに・どのように避難するか」などをあらかじめ考え、作成しておくものです。災害が起きる前にどのように避難するか考えておくことで、災害が起きたときに、慌てずに行動することができます。



Q 支援者はどのように決めればよいですか？

A:支援者は、親族やご近所、町会の方など、なるべく身近な人たちが望まれます。対象者が日頃から親しくしている方が身近におられる場合は、支援者としてお願いをしてください。

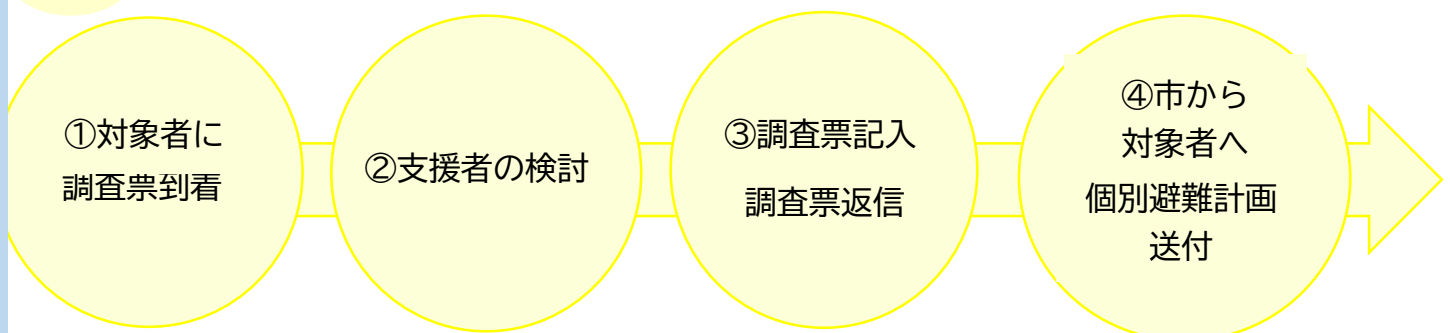
Q 支援者はどのようなことをすればよいのでしょうか？

A:支援者とは、災害時に対象者の安否確認や情報伝達、避難のお手伝いなどの支援に携わっていただく方です。ご自身の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。普段からの近所同士での声かけや見守り活動など、できることから取り組み、地域での助け合いの輪を広げていきましょう。

Q 本人が施設や病院に入っている場合には、どうすれば良いか？

A:個別避難計画作成の必要はありません。施設入所・長期入院の場合は、調査票1ページ、個別避難計画作成希望の「希望しない」を選択、「長期入所・入院している」の施設名を記入し、調査は終了です。

作成までの流れ



【問合せ・調査票に関すること】

福生市社会福祉協議会

総合運営課 総務係

電話：042-552-2121（代）

【問合せ・制度全体に関すること】

福生市 福祉保健部

社会福祉課 福祉総務係

電話：042-551-1522（直通）